

審議の進め方（案）

諮問第1180号から諮問第1190号までの11件に係る審議については、以下のとおり進めることとする。

- 次回の有線放送部会において、中国総合通信局が行った裁定申請者及び裁定対象者からの意見聴取の結果も参考としつつ、事務局において裁定案を作成して、それに関する審議を行い、異論がなければ、答申する。